平成２１年（再イ）第４号
鹿児島県肝属郡肝付町新富266番地
再生債務者　四元かずみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２１年（再イ）第６号
青森県弘前市大字三和字上池神８番地１
再生債務者　齊藤　道夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再イ）第３号
岩手県和賀郡西和賀町穴明22地割３番地22
再生債務者　高橋　洋雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（再イ）第５号
岩手県大船渡市大船渡町字永沢51番地24
再生債務者　山崎　範夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（再イ）第４０号
千葉県君津市山滝野1309番地６
再生債務者　楠元　伸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（再イ）第４１号
千葉県君津市山滝野1309番地６
再生債務者　楠元　和子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（再イ）第９号
千葉県富津市大堀2099番地２
再生債務者　松橋　拓治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（再イ）第２２号
福井市西方２丁目22番21号
再生債務者　白崎　栄治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日　福井地方裁判所

平成２１年（再イ）第１４号
山口市宮野上194番地６
再生債務者　山下　茂雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日　山口地方裁判所

平成２０年（再イ）第１０号
徳島県阿南市富岡町あ王谷５番地　市営あおば団地１号
再生債務者　高原　巧二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日　徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（再イ）第４号
熊本市本荘５丁目９番９―402号
再生債務者　吉村　和幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月24日
熊本地方裁判所民事第１部

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成21年８月６日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役　副理事長　土谷　幸彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本業務については、平成21年度より一般職人事評価制度が本格実施となり、先行して実施している管理職と併せて、全社的に人事評価制度を実施していくこととなったが、評価手続きの負担感の軽減、人事情報の一元管理及び人事業務の効率化を図るため、人事評価制度のＷＥＢ化の検討を進め、来年度には全社的にシステムを使用できるようにする必要があるとともに、システムの構築にあたっては、現在使用している人事システム及び給与システムとの連携が不可欠であることから、平成17年度以来、多岐にわたる人事・給与関係業務を、人的業務のみならず、これらの業務をサポートする業務システム（上記人事システム及び給与システムを含む。）の提供も含むトータル業務として委託している、みずほ情報総研株式会社（以下、「特定の者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　平成21、22年度人事・給与関係業務委託（追加）

⑵　業務内容　現在上記特定の者に委託している人事・給与関係業務と連携した、人事評価制度の運用を効率化するシステムの構築、運用及び保守（詳細については、平成21、22年度人事・給与関係業務委託（追加）仕様書による。）。

⑶　履行期間　契約締結日から平成23年３月31日まで

３．業務目的

本業務は、人事評価制度の運用を効率化するとともに、現在上記特定の者に委託している人事・給与関係業務と連携し、全体業務を効率化することを目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

ア　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条に該当しない者であること。

イ　当機構本社における物品購入等に係る競争参加資格「役務提供（ソフトウェア開発及びその他）」の認定を受けていること。

ウ　理事長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑵　技術力に関する要件

ア　当機構の人事評価制度も含め、人事・給与関係業務に精通していること。

イ　上記特定の者が保有し、現在使用している人事システム及び給与システムに精通し、新規システムの構築にあたり、既存システムの運用に支障を来さずに確実に連携させる技術力を有すること。